

## 答申第37号

(諮問第52号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「引受調書」及び「請求書」を大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「本件条例」という。）の適用対象外であるとして非公開としたことは妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書の公開請求

平成19年1月4日、審査請求人は、本件条例第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「立会人・銀行口座（平成7年9月11日に行われた〇〇交番の土地売買に伴い、その契約に立ち会った者、大分県警がその代金を振り込んだ口座がわかる文書）」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件対象公文書として、「引受調書」及び「請求書」を特定したが、いずれも本件条例附則第2項に規定する適用対象外文書に該当することを理由に非公開決定し、平成19年1月17日付け大広報第3号をもってその旨を審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成19年1月19日、審査請求人は、上記の非公開決定の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、大分県公安委員会に対し審査請求をした。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

平成19年1月17日付けの実施機関の非公開決定を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人は、

代襲相続の権利があるにもかかわらず親族より除外されていたため、祖父の財産を明らかにしなければならない。よって、当時の売買代金・氏名を公開していただきたいとして非公開決定処分は不当であると主張している。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、

本件対象公文書の作成年月日は、それぞれ「引受調書」が平成7年9月11日、「請求書」が同年9月19日である。

本件条例附則第2項では、本件条例の規定は本件条例の施行日である平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する一方、同日前に作成し、又は取得した公文書については、大分県情報公開条例（昭和63年大分県条例第31号。以下「旧条例」という。）が適用となる旨規定している。

警察本部長は旧条例の「実施機関」に含まれておらず、本件条例の施行に伴い本件条例第2条第1項にいう「実施機関」となったことから、同日前に作成した本件対象公文書については適用対象外であると判断したと主張している。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、本件条例の趣旨に照らし具体的に審査した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公開請求に対応する公文書について

公開請求書に記載された内容並びに実施機関の説明から、本件公開請求に対応する公文書は、実施機関が特定したとおり、本件対象公文書であるものと判断する。

本件対象公文書は、警察本部長が〇〇警察署〇〇交番の建替用地購入に当たって作成し、又は取得した文書であり、用地売買に伴う契約に立ち会った者、用地購入代金を振り込んだ口座等が記載されている。

### 2 本件条例附則第2項の該当性について

#### (1) 本件条例附則第2項の規定

「（経過措置）

2 改正後の大分県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。」

#### (2) 該当性の判断

本件条例附則第2項は、改正後の本件条例の規定は、本件条例施行の日である平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する旨定めるとともに、同日前に作成し、又は取得した公文書については、旧条例が適用となる旨定めたものである。

警察本部長は、本件条例の施行に伴い初めて実施機関となり、旧条例の実施機関に含まれていないことから、警察本部長が実施機関として管理する公文書のうち、同日前に作成又は取得したものについては旧条例の適用はなく、同日以後に作成又は取得したものについて本件条例が適用されることとなる。

本件対象公文書については、「引受調書」が平成7年9月11日、「請求書」が同年9月19日付けであり、いずれも平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであることから、本件条例の適用対象外であることは明らかである。

### 3 審査請求人の主張について

本件条例に定める公開請求権制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではない。このこと

から、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は、当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

したがって、今回、審査請求人は、「代襲相続の権利があるにもかかわらず親族より除外されていたため、祖父の財産を明らかにしなければならない。」と審査請求の理由を主張しているが、この理由の如何に上記2の結論は影響されるものではない。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象公文書はいずれも平成13年4月1日前に作成されたもので、本件条例の適用対象外であることは明らかであることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 処 理 内 容              |
|-------------|----------------------|
| 平成19年 3月 7日 | 諮問 (平成18年度第8回審査会)    |
| 平成19年 4月25日 | 答申案検討 (平成19年度第1回審査会) |
| 平成19年 7月25日 | 答申決定 (平成19年度第4回審査会)  |

#### 大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

| 氏 名     | 職 業             | 備 考  |
|---------|-----------------|------|
| 麻 生 昭 一 | 弁護士             | 会長   |
| 宇 野 稔   | 大分大学経済学部教授      | 会長代行 |
| 財 津 功   | 大分県商工会議所連合会専務理事 |      |
| 森 哲 也   | 大分合同新聞社取締役編集局長  |      |
| 矢野目 真 弓 | 大分県地域婦人団体連合会会長  |      |